

小菅村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
31年度	人 717	千円 1,245,121	千円 109,843	千円 173,869	% 12.9	% 13.5

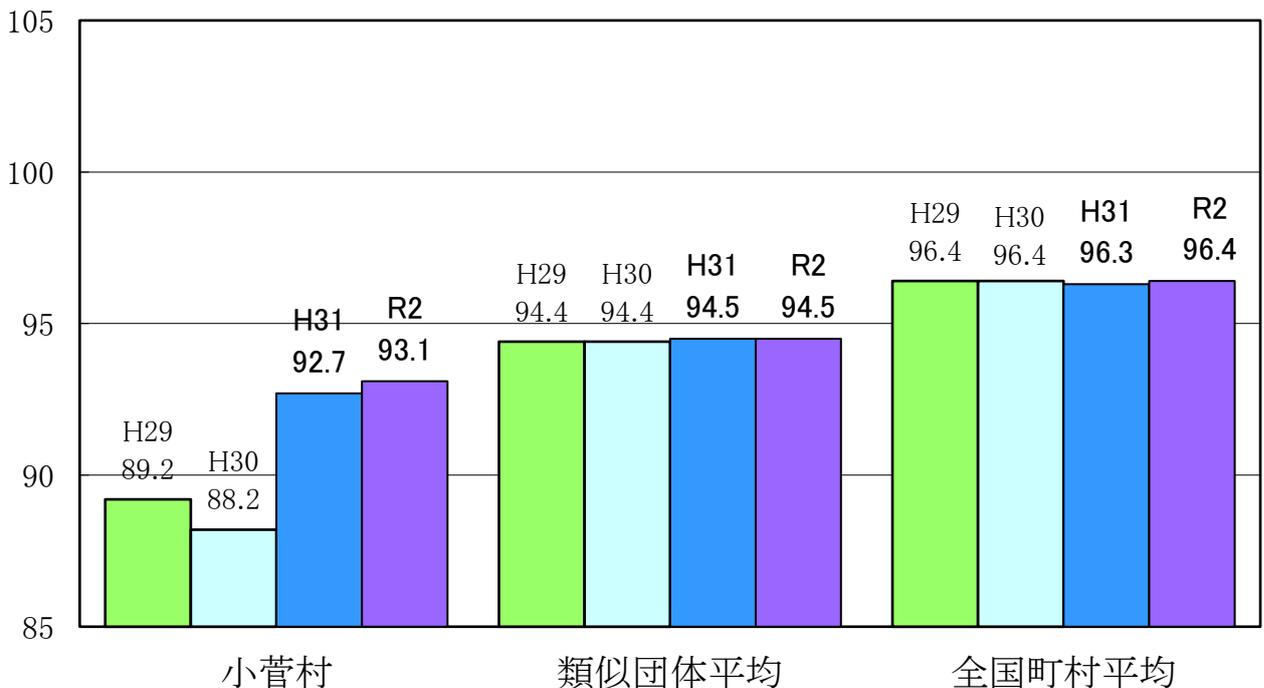
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
31年度	人 21	千円 60,450	千円 10,070	千円 21,610	千円 92,130

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)町村類型 I-2 平均一人当たり給与費
千円 4,387	千円 5477

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、元年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

※人事委員会未設置のため掲載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

※本村では地域手当の支給はなし

③その他の見直し内容

--

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（2年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小菅村	33.3 歳	238,452 円	274,783 円	253,355 円
山梨県	43.5 歳	334,729 円	415,168 円	373,878 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	41.1 歳	291,821 円	334,737 円	318,307 円

(2) 職員の初任給の状況（2年4月1日現在）

区 分		小 菅 村	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	190,115 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	156,061 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（2年4月1日現在）

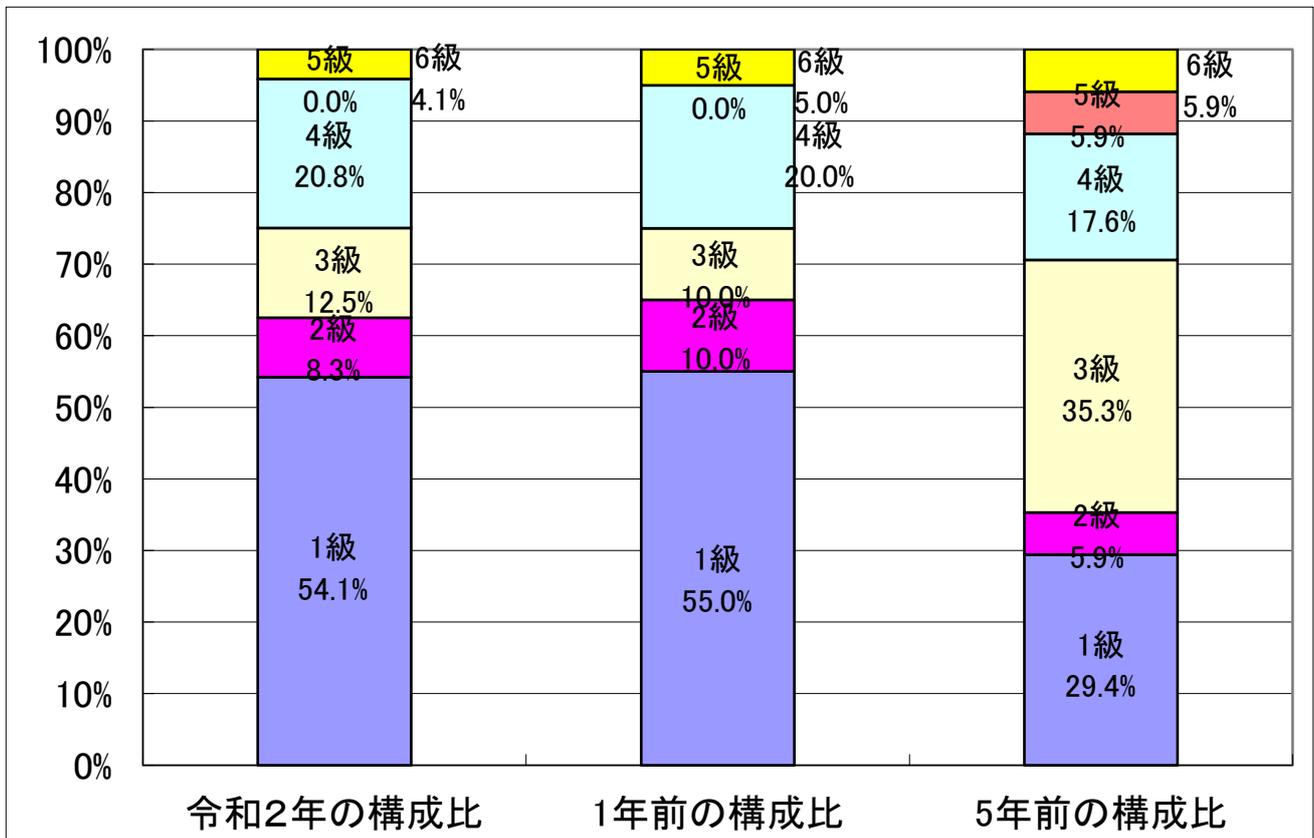
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	261,250 円	346,700 円	—	—
	高 校 卒	—	303,900 円	3,397,850 円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（2年4月1日現在）

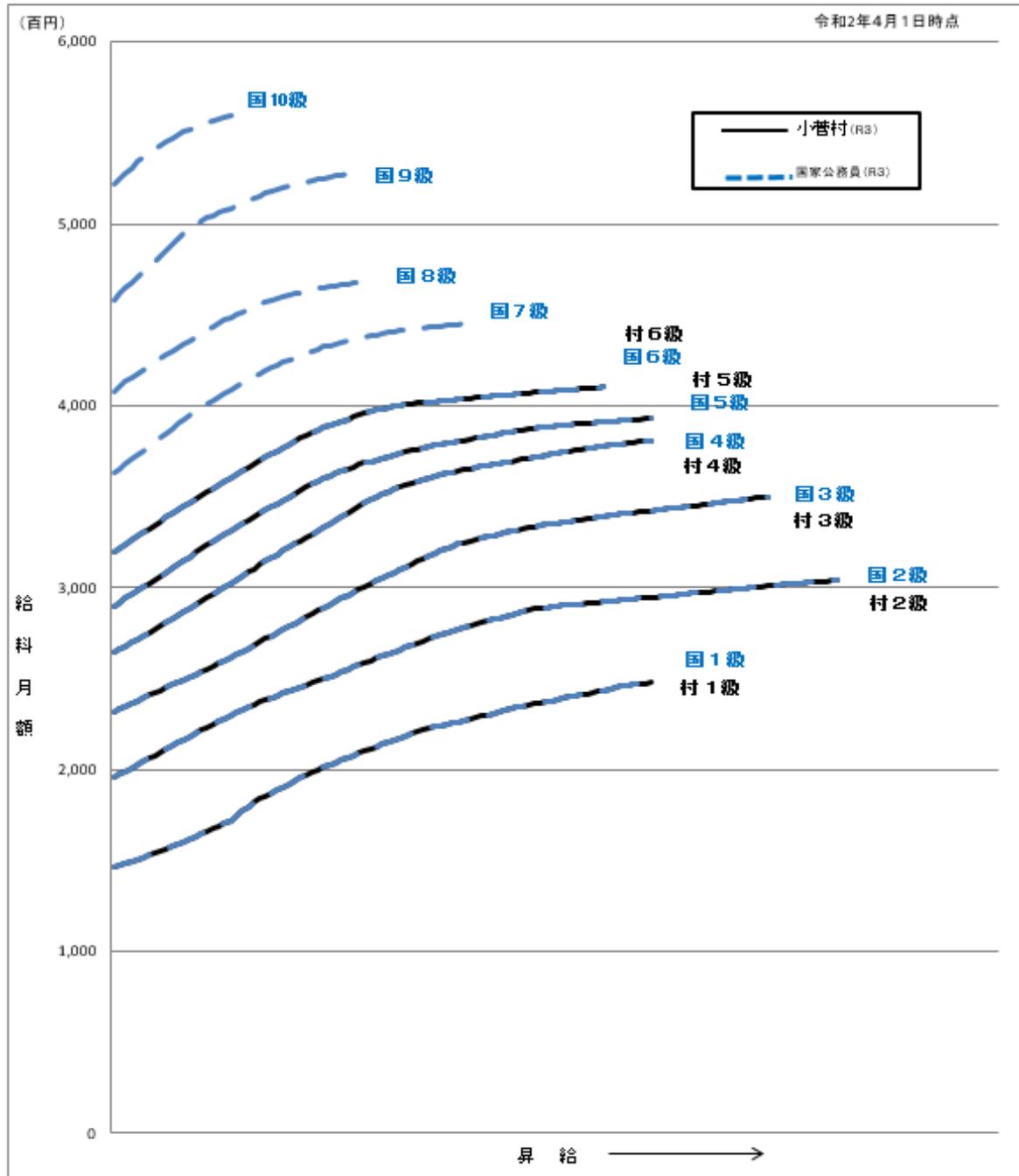
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事補、主事、技師補、又は技師の職務	13人	54.1%	146,100円	247,600円
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	2人	8.3%	195,500円	304,200円
3級	1 課長補佐又は係長の職務 2 会計管理者	3人	12.5%	231,500円	350,000円
4級	1 課長補佐の職務又は課長の職務	5人	20.8%	264,200円	381,000円
5級	1 困難な業務を行う課長の職務	0人	0%	289,700円	393,000円
6級	1 極めて困難な業務を所掌する課長の職務	1人	4.1%	319,200円	410,200円

- (注) 1 小菅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成〇年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（小菅村）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	

	上位、標準の区分			
	標準、下位の区分			
	標準の区分のみ（一律）			
ロ.	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 菅 市	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額（元年度） 1,086 千円	1人当たり平均支給額（元年度） 1,722 千円	—
（元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 （ 1.45）月分 （ 0.90）月分	（元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 （ 1.45）月分 （ 0.90）月分	（元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 （ 1.45）月分 （ 0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小菅村）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（2年4月1日現在）

小 菅 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	5,948千円	0千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、31年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (2年4月1日現在)

※本村では地域手当の支給はなし

(4) 特殊勤務手当 (2年4月1日現在)

※本村では支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (元年度決算)	3,418千円
職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)	231千円
支給実績 (30年度決算)	3,614千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	245千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(31年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子、60歳以上の父母に支給 (月額) ① 配偶者 13,000円 ② 子 9,000円 ③ 配偶者以外 6,500円 ④ 配偶者なし1人目 11,000円 満16歳年度初めから 満22歳年度末までの	国と同じ	—	1,642千円	234,571円

	間にある子 1 人につき 5,000 円加算				
住居手当	住宅等を借り受け 16,000 円以上の家賃を支払っている職員に支給 ○借家等 家賃 27,000 円以下 家賃 - 16,000 円 家賃 27,000 円 ~ 61,000 円 (家賃 - 27,000 円) × 1/2 + 11,000 円 家賃 61,000 円以上 28,000 円 (限度額)	国と同じ	-	1,195 千円	99,583 円
通勤手当	交通機関利用の場合、運賃相当額を限度額内で、自動車の場合、距離数に応じて支給 通勤距離 2km 以上の職員に支給	国と同じ	-	203 千円	25,375 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	国と同じ	-	1,440 千円	288,000 円
寒冷地手当	国家公務員の寒冷地手当に準じ支給 本村は 4 級地に該当	国と同じ	-	1,139 千円	54,238 円
宿日直手当	勤務 1 回につき 4,200 円	国と同じ	-	1,626 千円	90,333 円

5 特別職の報酬等の状況（2 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	500,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 770,000 円 / 455,000 円
	副 市 町 村 長	() 円	円 / 円
報 酬	議 長	171,000 円	344,000 円 / 140,000 円
	副 議 長	142,000 円	279,000 円 / 115,000 円
	議 員	121,000 円	261,000 円 / 100,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(元年度支給割合) 3.90 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(元年度支給割合) 3.10 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1 期の手当額) (支給時期) 月額 × 率 (0.42) × 12 月 × 4 年 10,080,000 円 任 期 満 了 時	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

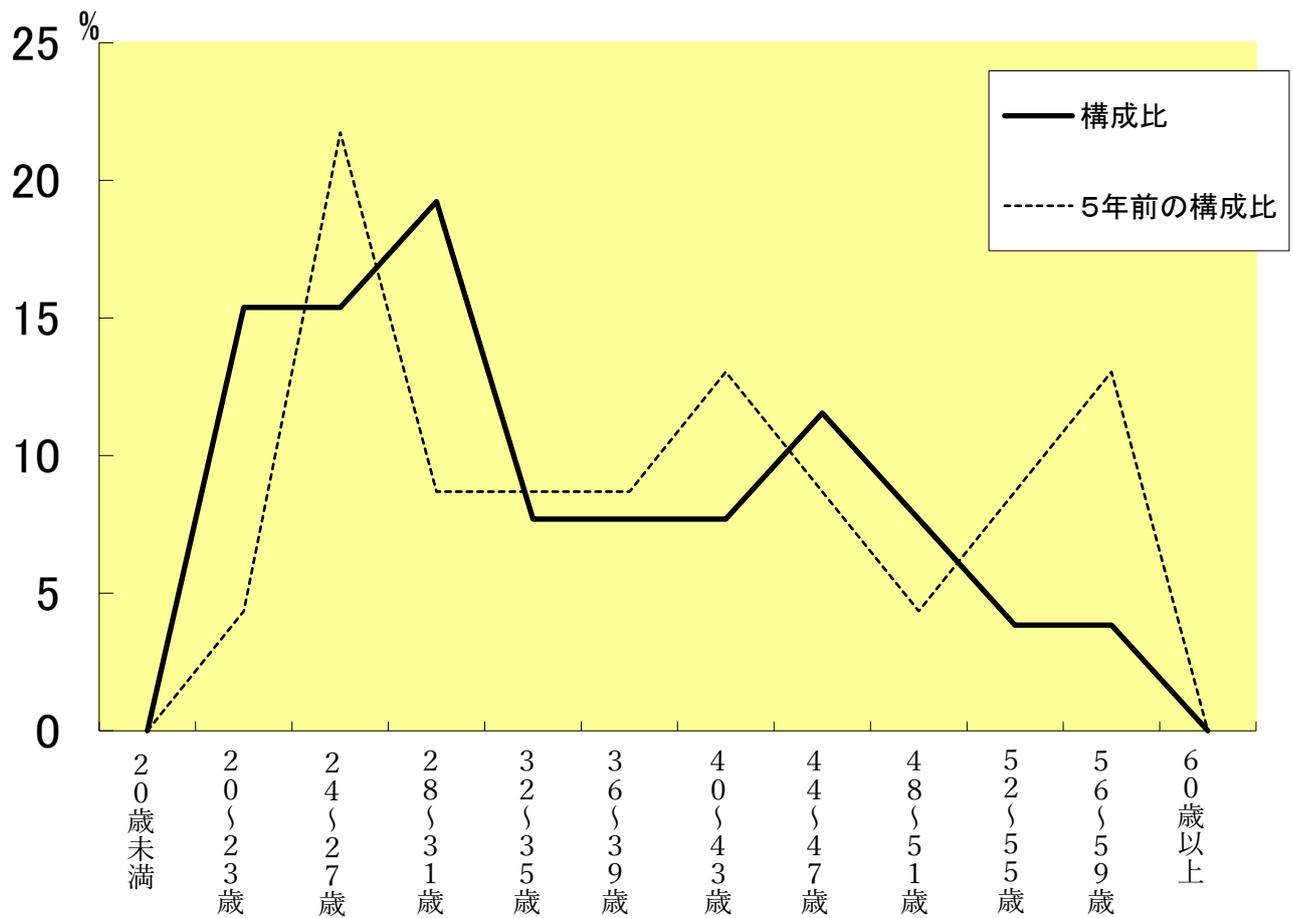
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和元年	令和2年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	0	0		業務増加による増員 欠員不補充
		総務	5	5		
		企画	2	2		
		税務	1	1		
		労働	0			
		農水	1	1		
		林務	1	1		
		商工	1	1		
		土木	2	2		
	民生	2	3	+1		
保育	3	2	-1			
衛生	1	1				
	計	19	19		<参考> 人口1万当たり職員数 264.99人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 220.85人)	
	教育部門	3	3			
	消防部門	0	0			
	小計	22	22		<参考> 人口1万人当たり職員数 306.83人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 258.7人)	
公営企業等部門	病院(診療所)	水道	2	2		
		交通	0			
		下水道	0			
		その他	0			
		(国保・介護)	2	2		
	小計	4	4			
合計		26	26		<参考> 人口1万当たり職員数 362.62人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	4人	5人	2人	2人	2人	3人	2人	1人	1人	0人	26人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	17	16	16	18	19	19	2(111.8%)
教育	2	2	2	4	3	3	1(150%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	19	18	18	22	22	22	3(115.8%)
公営企業等会計計	5	5	5	4	4	4	△1(80%)
総合計	24	23	23	26	26	26	2(108.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

